

「投票立会人」、「開票立会人(※)」を 随時募集(事前登録型)しています。 専門的な知識は必要ありません！ 皆さんの応募をお待ちしています！

※選挙管理委員会が選任する必要が生じた場合の開票立会人に限る(立候補者等が指定して届出の場合の開票立会人は対象外)。

◎投票立会人とは？

投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことです。
主な業務は下記のとおりです。



- ①投票所の開閉に立ち会います。
- ②最初の投票をする際に、投票箱が空であることの確認に立ち会います。
- ③投票者が入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に投入して、退場するまでの一連の行為に立ち会います。
- ④投票時間終了後、投票箱の封鎖に立ち会います。
- ⑤投票録の内容を確認し、署名・押印していただきます。



◎開票立会人とは？

開票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことです。
主な業務は下記のとおりです。

- ①開票事務の開始から終了まで立ち会います。
- ②投票所から運ばれた投票箱に異常がないかの確認に立ち会います。
- ③開封された投票箱に投票用紙が残っていないかの確認に立ち会います。
- ④仕分けされた投票用紙の束に誤りがないかの確認に立ち会います。
- ⑤開票録の内容を確認し、署名・押印していただきます。





投・開票立会人募集要項



1 募集期間 随時(通年)

2 応募資格 木城町の選挙人名簿に有効に登録されていること。

3 応募方法

町ホームページに掲載している申込書をダウンロード又は選挙管理委員会にて配布する申込書に必要事項を記入し、提出してください。

4 選任方法

- 1 応募を受けて投・開票立会人候補者名簿に登録します。
- 2 選挙の際、事前に連絡をし、日程調整を行ったうえで選任します。

※候補者名簿に登録されていても、登録者多数の場合や登録者が選挙候補者の親族等の場合は、選任されないことがあります。

5 立会時間・曜日

当日の投票所 (町内6か所)	午前7時00分～午後6時00分 ※一部の投票所は午後5時まで	日曜日
期日前投票所	午前8時30分～午後8時00分	平日・土曜日 (選挙によっては日曜もある)
開票所	午後8時00分～終了まで	日曜日

6 立会人報酬

投票・開票立会人には、報酬が支給されます。(※交通費の支給はありません。)

投票日当日の投票立会人	10,900円/日	左記の金額から所得税を源泉徴収した額が支給されます。
期日前投票立会人	9,600円/日	
開票立会人	8,900円/日	

※報酬の額は、町の条例の定めによります。(参考)令和5年4月1日現在で条例が定めている額

～ お問い合わせ先 ～
 木城町選挙管理委員会事務局(役場総務財政課内)
 TEL : 32-4725